

議案第43号

みよし市行政財産の目的外使用に係る使用料条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和5年9月11日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、適格請求書等保存方式の開始に伴い必要があるからである。

みよし市行政財産の目的外使用に係る使用料条例の一部を改正する条例

みよし市行政財産の目的外使用に係る使用料条例（平成12年三好町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条に次のただし書を加える。

ただし、土地の使用のうち使用期間が1月未満のもの又は施設の利用に伴うものについては、その額に100分の110を乗じて得た額の使用料を徴収する。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

みよし市行政財産の目的外使用に係る使用料条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行
<p>(使用料の徴収)</p> <p>第2条 市長は、行政財産の目的外使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）から、別表に定める額の使用料を徴収する。<u>ただし、土地の使用のうち使用期間が1月未満のもの又は施設の利用に伴うものについては、その額に100分の110を乗じて得た額の使用料を徴収する。</u></p>	<p>(使用料の徴収)</p> <p>第2条 市長は、行政財産の目的外使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）から、別表に定める額の使用料を徴収する。</p>